平成２１年（フ）第２６１１号
名古屋市北区六が池町568番地
債務者　前田　秀尚
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５３号
名古屋市港区高木町４丁目17番地　レジデンス光和Ⅱ605号
債務者　伊藤まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９０６号
名古屋市中川区上高畑２丁目180番地　市営たかはた荘１棟908号
債務者　戸田　徳男
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８号
三重県志摩市大王町波切1043番地18
債務者　中井　　伸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
三重県伊勢市楠部町67番地14
債務者　西村　伸行
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
北海道北斗市久根別４丁目２番５号
債務者　本間　直美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８１号
函館市弁天町21番５号
債務者　門脇　利幸
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８２号
函館市弁天町21番５号
債務者　門脇　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５００号
函館市川原町10番７号
債務者　山口　貴史
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２０７号
岐阜県大垣市室村町４丁目112番地24
債務者　西脇　清栄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
静岡県浜松市南区楊子町1346番地　サンコーポラス浜松304号、前住所愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎３―403
債務者　曽布川敬一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
静岡県浜松市南区参野町391番地の１　芳川団地１棟401号、前住所静岡県浜松市東区天龍川町545番地の２　天竜川団地４棟307号
債務者　田丸　貴子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
和歌山県田辺市湊968番地
債務者　宮本ケイ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第７５号
和歌山県日高郡みなべ町芝188番地１
債務者　小谷　繁雄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第７０号
茨城県稲敷郡美浦村布佐1088番地
破産者　東神総合商事有限会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成１８年（フ）第４４４号
千葉県印旛郡印旛村平賀学園台３丁目20番２号、前住所千葉県印旛郡酒々井町東酒々井４丁目４番253
破産者　赤岡　宏是
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第８号
島根県浜田市旭町今市599番地９
破産者　熊谷　重幸
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第３７２９号
札幌市中央区南１条西８丁目10番３第28桂和ビル
破産者　株式会社ヒヤックス
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部